

機械売買契約書

PMC Trading(以下甲という)と株式会社富山村田製作所(以下乙という)とは、甲乙間の機械の売買に関し、以下のとおり契約を締結する。

第1条（契約の目的）

乙は、本契約に従い、別表(1)記載の機械(以下「機械」という)を甲に売渡し、甲はこれを買受けるものとする。

第2条（売買代金）

- (1) 機械の売買代金は、別表(2)記載のとおりとし、甲は別表(3)記載の支払条件に従い、乙に売買代金を支払うものとする。
- (2) 甲は、本取引に課税される消費税及び地方消費税を負担するものとし、前項の売買代金とともに同一条件をもって乙に支払うものとする。

第3条（機械の引渡し）

- (1) 乙は、別表(4)記載の引渡日、引渡場所、引渡条件で、機械を甲に引渡しものとする。
- (2) 甲は、乙より前項による機械の引渡しを受けると同時に乙に対して受領書を交付するものとする。
- (3) 天災、地変等の不可抗力または乙の責に帰すことのできない事由により、機械の引渡遅延または引渡不能が生じた場合、甲は乙を免責するものとする。

第4条（所有権の移転）

機械の所有権は、第2条の支払が完了した時に、乙から甲に移転するものとする。

第5条（免責）

乙は、機械を引渡しにおける現状有姿をもって甲に売渡しものであり、機械に関して何らの保証を行うものではなく、また瑕疵担保責任、その他一切の責任を負わない。

第6条（諸費用）

第3条の機械の引渡しに必要な諸経費は甲の負担とする。

第7条（危険負担）

本契約締結後、甲または乙のいずれの故意または過失によらないで滅失、毀損等が発生した場合は、それが第3条第2項の受領書交付前であるときはその損害は乙の負担とし、それが当該受領書交付以降であるときはその損害は甲が負担するものとする。

第8条（債務不履行）

甲または乙は、相手方が本契約に定める債務を履行しない場合は、催告を要しないで本契約の全部または一部を解除し、相手方に対して損害の賠償を請求することができる。

第9条（協議解決）

本契約に関して疑義が生じた場合には、甲乙双方が信義誠実の原則に従って協議し、解決するものとする。

第10条（輸出関連）

甲は、機械を輸出する場合（第三者を経由して輸出する場合を含む）、「外国為替及び外国貿易法」及び関連法令ならびに当該機械の輸出先にて適用される法令等を遵守し、かかる法令等に従って、必要な確認及び手続きを自己の責任において確実に実施するものとする。

本契約成立の証として、本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各1通を保有する。

年 月 日

甲 ：

乙 ：

別表

(1) 対象設備

別紙の通り

(2) 売買代金

79,200,000 円 (消費税含まず)

(3) 支払条件

2019 年 6 月予定の引渡までに、上記売買金額に消費税 (8%) を加算した金額を
下記口座に振り込むこと

銀行名 : 三井住友銀行 京都支店

預金種目 : 当座

口座番号 : 258666

口座名義 : カ) トヤマムラサキイサクシヨ

(4) 引渡日

2019 年 6 月予定

引渡場所

株式会社金沢村田製作所

石川県白山市曾谷町チ 18 番地

引渡条件

現状有姿渡し

別紙

品名：ディスペンサー

型式：S2-920

台数：48 台

メーカー：Nordson ASYMTEK

シリアル NO				
S30054	S30254	S30256	S30324	S30291
S30290	S30323	S30319	S30273	S30284
S30314	S30207	S30251	S29171	S30192
S30315	S29011	S30264	S29196	S30146
S30260	S30213	S30126	S30242	S29276
S28339	S30293	S30239	S30338	S30298
S29151	S28901	S30289	S30312	S28996
S30296	S30238	S30303	S30306	S30204
S30287	S30234	S30281	S30199	
S30206	S30316	S30288	S30081	